

新潟産業大学校友会会則

第1章 総則

第1条 本会は新潟産業大学校友会(愛称・青濤会)と称し事務所を新潟産業大学内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を期し、母校の発展を図ることを目的とする。

第3条 本会の本部は柏崎市に置き、総会の議決を経て支部を各地に設ける。

第2章 会員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

イ 柏崎専門学校、柏崎短期大学、新潟短期大学、新潟産業大学の卒業生、またはこれらの中途退学者のうち入会を希望する者。

ロ 平成27年度からの入学者。

(2) 准会員

イ 新潟産業大学の専任及び兼任教職員。

ロ 柏崎専門学校、柏崎短期大学、新潟短期大学、新潟産業大学専任教職員であった者。

ハ 学校法人柏専学院の役員。

ニ その他、本会で会員として推薦する者。

第3章 役員および任期

第5条 本会は次の役員をおき、会務の運営にあたる。

- | | | |
|--------------|-------|--|
| (1) 会長 | 1名 | 総会において正会員から選出する。 |
| (2) 副会長 | 若干名 | 会長が総会の承認を得て、正会員から委嘱する。 |
| (3) 幹事 | 若干名 | 各卒業年次ごとに正会員から会長が委嘱する。 |
| (4) 会計監事 | 2名 | 会長が総会の承認を得て、正会員から委嘱する。 |
| (5) 事務局長 | 1名 | 会長が総会の承認を得て、正会員から委嘱する。 |
| (6) 顧問 | 若干名 | 必要により会長が総会の承認を得て、正会員及び准会員から委嘱する。 |
| (7) 青年部長 | 1名 | 青年部役員会において正会員のうち、大卒会員から選出する。 |
| (8) 青年部副部長 | 若干名 | 青年部長が役員会の承認を得て、正会員のうち、大卒会員から委嘱する。 |
| (9) 青年部幹事 | 若干名 | 青年部長が役員会の承認を得て、正会員のうち、大卒会員から委嘱する。
なお、幹事との兼任は妨げない。 |
| (10) 青年部会計監事 | 2名 | 青年部長が役員会の承認を得て、正会員のうち、大卒会員から委嘱する。 |
| (11) 青年部事務局長 | 1名 | 青年部長が役員会の承認を得て、正会員のうち、大卒会員から委嘱する。 |
| (12) 支部長 | 各支部1名 | 支部において正会員から選出する。 |
| (13) 支部青年部長 | 各支部1名 | 支部において大卒会員から選出する。 |

第6条 役員の任期は3年とし、留任を妨げない。ただし、支部長、支部青年部長は支部役員の任期とする。

第4章 役員の任務・権限

第7条 役員の任務と権限は次の通りとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 会長 | 本会を代表し会務を総括する。 |
| (2) 副会長 | 会長を助け、会長事故あるときはこれを代理する。会長の指名により、あらかじめ順位を決めておく。 |
| (3) 幹事 | 各卒業年次を代表し必要事項を協議する。ただし代理を認める。 |
| (4) 会計監事 | 本会の会計帳簿及び年度報告を監査し、総会または役員会で報告並びに意見を述べる。 |
| (5) 事務局長 | 本会の会計並びに事務一般を掌握し、会務の適正な運営を行う。 |

- (6)顧問 役員が必要と判断した時は、その会議に出席して意見助言を述べ補佐する。
- (7)青年部長 本部において大卒会員を代表し必要事項を協議する。ただし代理を認める。
- (8)青年部副部長 青年部長を助け、青年部長事故あるときはこれを代理する。青年部長の指名により、あらかじめ順位を決めておく。
- (9)青年部幹事 各卒業年次を代表し必要事項を協議する。
- (10)青年部会計監事 青年部の会計帳簿及び年度報告を監査し、役員会で報告並びに意見を述べる。
- (11)青年部事務局長 青年部の会計並びに事務一般を掌握し、会務の適正な運営を行う。
- (12)支部長 支部を代表し必要事項を協議する。ただし代理を認める。
- (13)支部青年部長 支部において大卒会員を代表し必要事項を協議する。ただし代理を認める。

第5章 総会

- 第8条 定期総会は、3年に1回開催する。臨時総会は、必要により随時開催する。
- 第9条 総会の議決事項は、会計報告、役員改選、終身会員費、運営年会費、その他必要事項とする。
- 第10条 総会の決議は出席者(委任状を含む)の過半数をもってこれを決する。
- 第11条 緊急事項ある場合は、役員の方の二分以上の出席(委任状を含む)をもって総会に代えることが出来る。ただし、この場合は次回の総会に報告し承認を得なければならない。
- 第12条 役員または正会員の三分の一以上の要請ある場合は、臨時総会を開催せねばならない。

第6章 役員会

- 第13条 正副会長会議、支部長、事務局長会議、支部役員会議、青年部長会議、幹事会議、その他必要によりこれらの合同会議を開催する。
- 第14条 議決に必要な要件は前章に準ずる。

第7章 会費・会計

- 第15条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって当てる。
- 第16条
- (1) 正会員は卒業時、入会と同時に終身会員費を納めなければならない。ただし、会費額は定期総会で議決された別途金額とする。
- (2) 平成27年度以降の入学者は入学時に入会費(終身)を納めなければならない。
- 第17条 正会員は、運営年会費を納めなければならない。会費額は定期総会で議決された別途金額とする。ただし、在学生および卒業後一年間は納入免除とする。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第8章 附則

- 第19条 本会則に規定しない細目は、役員会の決議をもってこれを定めることが出来る。
- 第20条 本会則は総会の議決により変更することが出来る。
- 第21条 本会則は、昭和63年5月1日から施行する。
- 第22条 第9条の改正規程、及び第17条の新設は、平成10年4月1日より実施する。
- 第23条 第5条(4)項、第7条(4)項の新設、第5条(3)項、第13条の改正規程は平成15年6月1日より実施する。
- 第24条 第17条の改正規程は、平成18年12月1日より実施する。
- 第25条 第5条(7~13)項、第6条および第7条(7~13)項の改正規程は平成26年6月1日より実施する。
- 第26条 第4条(1項のロ)および第16条(2)項、第17条の改正規程は平成27年4月1日より実施する。